



「作文・小論文コンクール」を開催します

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）では、青少年の健全な金銭観・価値観や考える力を育むため、金融庁、文部科学省、日本銀行等の後援で、以下の3つの作文・小論文コンクールを開催し、皆さまからの作品を募集しています。

| コンクールの種類 | 対象 | 締め切り | 文字数 |
|----------------------------|---------------------|------------------|--------------------------|
| 第56回「おかねの作文」コンクール | 中学生 | 9月15日（金） 消印有効 | 1,200～2,000字 （空白を含む） |
| 第21回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール | 高校生等 | | 1,600～3,200字 （空白を含む） |
| 第20回 金融教育に関する実践報告コンクール | 教員・教員経験者、教職を目指す大学生等 | 9月30日（土） 消印有効 | 1,000～6,000字 および指導計画書 |

コンクールの詳細は、金融広報中央委員会コンクール作品募集ホームページをご覧ください（<https://www.ron2023.jp/>）。お問い合わせ先：コンクール事務局（TEL 03-6265-6818）。

なお、当県では昨年度と同コンクールで「佳作」の入賞がありました。過去の入賞作品は、金融広報中央委員会ホームページにてご覧いただけます（<https://www.shiruporuto.jp/education/contest/>）。多くの皆さまのご応募をお待ちしております。

2024年1月以降、新しいNISAが導入されます

<新しいNISAの特徴>

特徴1. 非課税保有期間の**無期限化**

特徴2. 口座開設期間の**恒久化**

特徴3. つみたて投資枠と、成長投資枠の**併用が可能**

特徴4. 年間投資枠の**拡大**（つみたて投資枠：年間120万円、
成長投資枠：年間240万円、合計最大年間360万円まで投資が可能。）

特徴5. 非課税保有限度額は、全体で**1,800万円**。
（成長投資枠は、1,200万円。また、**枠の再利用**が可能。）

※金融商品を購入する際は、商品の特性や取引の仕組み、リスクや手数料等の費用などを十分にご理解いただいた上、必ずご自身の判断と責任で実行してください。

※詳細は金融庁ウェブサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

金融庁 NISA 特設サイト

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

※大分財務事務所では、金融リテラシー等（NISA 含む）をテーマとした勉強会等の集まりに講師を派遣しています。なお、謝礼・交通費は不要です。お気軽にご相談ください。

財務省九州財務局大分財務事務所 097-532-7107（内線17）



夏休み特別展示「お札のヒミツ」を開催します

夏休み特別展示「お札のヒミツ」（主催：中津市、共催：日本銀行大分支店、大分県金融広報委員会）

日時 2023年8月11日（金）～8月13日（日）9：00～17：00（入館は16：30まで）

8月12日（土）は21：00まで開館（入館は20：30まで）<観覧無料>

場所 中津市歴史博物館 大分県中津市1290番地（三ノ丁）

お問い合わせ先 中津市歴史博物館（電話0979-23-8615）

～お札の偽造防止技術を紹介するコーナーや、一億円（模擬紙幣）の重さ体験を出展予定です。

皆さまのご来場をお待ちしております。～

土地の相続、ご検討されていますか？

～ 相続登記の申請義務化・相続土地国庫帰属制度をご紹介します ～



2024年4月から、相続登記の申請の義務化がスタートします。相続で不動産を取得した相続人は、相続登記が必要となり、違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。つまり、知らない土地をほったらかしにはできなくなるということです。

これに先立つ、2023年4月に「相続した土地、知らないんだよなあ」という方におすすめの制度（相続土地国庫帰属制度）がスタートしています。ただし、制度の利用には条件がありますので、概要を確認してみましょう。

| | | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| どんな制度か？ | 相続等によって、知らない土地の所有権を取得した相続人が法務局に申請し、審査・承認を受けて、知らない土地を国が引き取ってくれる制度。 | |
| 誰が申請できるのか？ | 相続や遺贈によって土地を取得した相続人。 | |
| どんな土地でも引き取ってくれるか？ | 引き取りの要件あり。 建物がある土地や抵当権がついている土地、境界が明らかでない土地などは対象外。 | |
| 費用はかかるのか？ | 申請する時に土地一筆あたり 14,000 円を支払う。そして承認を受けた後、負担金（10年分の土地管理費用相当額）を支払う。 ＜負担金の金額＞ | |
| | 宅地 | 原則 200,000 円（面積にかかわらず） ただし例外あり |
| | 農地 | |
| | 森林 | 面積に応じた金額 （例 750 m ² 以下の場合 254,000 円） |
| | その他 | 200,000 円 |

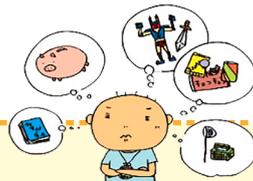
以上の通り、一定の費用がかかりますし、どんな土地でも国がもらってくれるというわけではありませんので、注意が必要です。

なお、相続土地国庫帰属制度については、法務局で相談できます。「相続人には知らない土地」をお持ちの方は、その土地が所在する法務局に、一度ご相談してみたいかでしょうか。

＜金融広報アドバイザー 若松 亜希子＞

事務局からのお知らせ

「金融広報アドバイザー」のご紹介



当委員会では、10名の方を「金融広報アドバイザー」に委嘱し、県内の様々な団体・学校での講座の講師としてご活躍いただいております。

この度、税理士の 齋藤 美代子 氏を新たに「金融広報アドバイザー」として委嘱いたしました。

齋藤アドバイザーは、「身近な税金」や「相続・贈与・遺言」を得意なテーマとし、県民各層向けの講座において、わかりやすく役立つ情報をお伝えするほか、金融・金銭教育にも力を入れています。

地域の集まりや、学校・PTA等でお話を聞いてみたい方は、是非事務局にお問い合わせください。



大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町 2 - 1 3 - 2 0

日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116

FAX. 097-538-7085

知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>

